様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2024年　　11月　　29日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃもとむら  一般事業主の氏名又は名称 株式会社MOTOMURA  （ふりがな） もとむら　しんさく  （法人の場合）代表者の氏名 　 本村　真作  住所　〒351-0001  埼玉県朝霞市大字上内間木７１３番地の１  法人番号　　　　4030001045129  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX推進に向けて当社の取り組み」 | | 公表日 | 2022年　11月　25日  （更新：2024年10月24日） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内の「DX推進に向けて当社の取り組み」の「1.代表メッセージ」、「2. DX推進における基本方針」、「3. DX推進ビジョン」にて公表している。  https://motomura-corp.com/dx/ | | 記載内容抜粋 | DX推進において以下の4つを基本方針とします。  1. PDCALを実践し、収集・分析・実行・学習を基本戦略とする。  2. MA・BIツールを活用し、リアルタイム情報による精度の高いデータドリブン経営を実践する。  3. DX人材の採用・育成を進める。  4. 生産性向上や業務効率化の成功事例を全社に水平展開し、情報共有のスピードアップを図る。  ・製本事業部：クレーム、不適合、生産性、機械故障、人材育成に関して、現場情報（アナログ）と数値情報（デジタル）に基づき、増益の仮説検証を繰り返し成果を出すまでスピードで数多く試行錯誤する。  ・物流事業部：Webマーケティング・SEO対策、その他販売促進手法開発を行い、販売チャネルを拡大する。  ・オンデマンド事業部：経営計画書や日報のオンライン化サービスにより、システム活用力を付加価値とする商品開発を進める。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX推進に向けて当社の取り組み」 | | 公表日 | 2022年　11月　25日  （更新：2024年10月24日） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内の「DX推進に向けて当社の取り組み」の「4.DX推進シナリオ」「5.DX推進の取り組み」にて公表している。  https://motomura-corp.com/dx/ | | 記載内容抜粋 | DX推進の取り組みの達成に向けた中長期計画を、【業務効率化】【業務システムの効率化】【MA・BIツールを活用したリアルタイム経営】【DX人材の創出】という項目に分け、それぞれフェーズ0からフェーズ3までの4つのフェーズに分けて、段階的な実現を目指していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会にて承認された方針に基づき作成された内容であって公表媒体に記載されている事項である。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内の「DX推進に向けて当社の取り組み」の「5. DX推進の取り組み」および「6. DX推進体制」にて公表している。  https://motomura-corp.com/dx | | 記載内容抜粋 | 社長直轄のDX推進部を設置し、各部門からメンバーを選出したDX推進委員会を通じて人材育成を行います。  部門横断的なDX推進体制を目指し、委員会の功績を評価するKPIを設定することで、組織内の競争力を強化します。  DX人材の創出  デジタル技術を有し自ら業務改善を行うことができる人材を社内で創出するために、反復的な社内教育を実施する。  IT教育によるスキル向上 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内の「DX推進に向けて当社の取り組み」の「5. DX推進の取り組み」にて公表している。  https://motomura-corp.com/dx/ | | 記載内容抜粋 | ・全社員にiPadを配布、生産現場の完全ペーパーレス、およびSaaSによる業務効率化。  ・レガシーシステムを廃止し、PaaS/Saas製品を適宜組み合わせて業務システムを実現する。  ・境界型ネットワーク（VPN）を廃止し、ゼロトラストネットワークによるセキュリティを実現する。  ・MA・BIツールを随時導入し、APIで情報の連結を図る。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX推進に向けて当社の取り組み」 | | 公表日 | 2022年　11月　25日  （更新：2024年10月24日） | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内の「DX推進に向けて当社の取り組み」の「7. DX推進の達成状況をはかる指標」にて公表している。  https://motomura-corp.com/dx/ | | 記載内容抜粋 | 以下の指標をKPI指標としてDX推進の取り組みの達成度を管理します。各指標についてはDX推進委員会（年12回開催）にて状況を把握し、定期的にプロジェクトの更新を行います。  ＜人時生産性の向上＞  人時生産性（粗利益 / 総労働時間） 毎年前年比3％の向上  ＜DX人材の確保＞  DX推進メンバー　10名  ＜デジタル技術活用の環境整備＞  残業時間削減の指標 平均年間残業時間 毎年10％で削減。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年　11月　25日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイト内の「新着情報」内「DX推進に向けて当社の取り組みを策定いたしました。」にて、代表取締役が発信している。  https://motomura-corp.com/news/2022112512260/ | | 発信内容 | DX推進の目的は、世の中の変化に素早く対応し、お客様に新しい価値を提案し、組織やビジネスモデルを継続的に変革することで、お客様から選ばれる組織となることです。  DXへの取り組みの現状としては、DX推進を実現するための取り組みをフェーズ0からフェーズ3に分け、フェーズ0による現状認識を行った段階です。  今後は、推進シナリオのフェーズ1の実現に向けて、社内情報や顧客情報、マニュアルなどの一元化、業務の標準化、コア業務への解放人材の集中による競争力強化に取り組み、変化を加速していくことをご報告します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　9月頃　～　　　2024年　　10月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイト（https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html）より入力している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　　10月頃　～　継続中 | | 実施内容 | 当社は2022年10月にSECURITY ACTION制度に基づき二つ星の自己宣言を実施しております。  ※当社コーポレートサイト内の「情報セキュリティの基本方針」で公開中  https://motomura-corp.com/info\_security/ |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。